

第2回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和5年3月14日(火) 16:00~17:00 県庁3号館第3委員会室

2 出席委員 中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)
三輪 康一 (神戸大学名誉教授)
三原 修二 (兵庫県経営者協会会長)
福永 明 (日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長)
三宅 康成 (兵庫県立大学環境人間学部教授)
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
(オブザーバー)
庵途 典章 (県町村会会長(佐用町長))
※門 康彦 (県市長会会長(淡路市長)) は代理出席

3 審議の内容

(1) 報告事項

＜令和4年度第1回会議で委員から指摘等があった事項についての報告＞

① 太陽光発電所の設置に係る環境対策について

(委員)

ドイツの制度や枠組みは分かったが、日本と同じような環境や景観を阻害するような問題がどれほどあり、それがどれほど相談され、そして紛争解決に至っているのかなど、運用の実態を知りたい。

(事務局)

相談件数や解決件数など、具体的な件数は分かれば次回以降の会議で説明したい。補足だが、日本では紛争解決組織の設置はまだ遅れているが、国の検討会でも紛争解決組織の必要性が報告されており、今後はそのような方向に動くのではと感じている。

(委員)

ドイツでは「太陽光発電施設を設置してよい」と計画で決めないと、設置してはいけない。日本は逆に禁止されていなければ何をやってもいい状況で、紛争解決という問題発生後の対応が重要になる。ドイツの状況を調べている研究者もいると思うので、ぜひ調べてみてほしい。

(委員)

地球温暖化対策推進法の改正で、市町が促進区域を設定できるようになったということだが、設定に際して国等に示された「環境保全に配慮が必要とされるエリア」を除くということ以外に規制やルールはあるのか。市町は、個人の土地でも市町の土地でも、促進区域として指定することが可能だと理解してよいのか。

(所管部局)

可能ではあるが、環境省では区域指定の際のマニュアル等を示している。マニュアルには、例えば協議会などを設置し住民の意見を募って決めるなど、配慮を行って区域を指定するよう示されている。

(事務局)

補足すると、ガイドラインでは絶滅危惧種の生息地域や騒音等の防止、住居に近接する場合の配慮をするなど、様々な項目を定めているようなので、それに基づき指定することになるかと思う。

(オブザーバー)

市町で促進区域が指定可能と言われても、郡部や地方では都市計画もなく、そのような状況で太陽光発電施設のための促進区域を設定することは難しい。太陽光発電施設だけを対象に、個人の土地を線引きして、誘導や促進を行うことはまず不可能ではないか。このような仕組みを作っても、現実にはうまく働かないのではないかと私は思う。

また、日本では再生可能エネルギーを増やさなければならない一方で、太陽光発電施設を景観上よいものとして見る人は誰もいないのではと思う。今の日本では、個人の土地で一定規模以下であれば、太陽光発電施設の設置は届出や規制の対象にならない。空き地に大量に設置されているのが現状で、これが景観上、環境上悪化しているのでは、という思いにつながっているのではないだろうか。

(委員)

「景観の悪化」というのは非常に主観的なもの。「環境保全に配慮が必要なエリア」の「環境保全」という言葉の中に、景観の要素がどれほど入り込んでいるのか、議論が必要だ。我々は農村を対象にしているが、農村には包容力があり、人工物をも包み込む要素もあれば人工物が際立つこともあるなど、どちらとも取れる。時と場合によっても変わるので、立地上どのように扱うかという基準に興味がある。また教えていただければ。

(事務局)

エリアを設定するにも景観は主観的なものだということが、また状況を見て報告できればと思う。

(委員)

我々が景観問題を扱うときに、人目に触れる場所は極力控えるという考え方がある。人目に触れるのをできるだけ避けるためには、幹線道路に近いところではなく、バッファーを取った影響の少ない隠れた場所を積極的に活用していく、という考え方もある。

(委員)

ドイツの固定価格買取制度の対象が、商業・工業地区、自動車専用道・鉄道沿いなど、環境・農業との競合が少ない地域なので、それがどういう考え方で設定されているかは参考になるかもしれない。

(オブザーバー)

日本では再生可能エネルギーの導入が遅れていたため、経済産業省が固定価格買取制度を設定し、特に規制のないままどんどん促進されてしまった。買取価格が非常に高く儲かるということで、個人や企業が次々に参入した。

私が一番心配したのは、20年間という固定価格買取期間の終了後、太陽光発電施設の撤去や土地の復旧がされないと、今の空き家問題と同じように個人のものとしていつまでも放置されてしまうということ。国がきちんと撤去等させるような制度を作らずに、設置ばかりを促進し後のことを考えなければ、地方は太陽光発電施設の墓場になってしまう。そこで、施設の撤去を担保するような制度の創設を経済産業省に要望し、ようやく撤去費用を買取価格から強制的に徴収し、積み立てていく制度ができた。太陽光発電施設には様々な物質が含まれており、処理に多額の費用がかかる。景観上もそうだが、買取期間終了後の放置が、さらに大きな環境悪化につながることを一番懸念した。

(委員)

今の点も含め、同じような問題はどこでもあるはずなので、ドイツの状況など深掘りをお願いします。

(委員)

ドイツの先進事例を見ると、日本はまだまだ遅れていると感じた。買取期間終了後の問題も心配していたが、少し安心した。当会議は本来規制を取り払う方かと思うが、県内でも市町によって条例が違うので、県が音頭を取って市町の規制をしては、という提案だった。これからSDGsも進めていかなければならないので、太陽光発電の活用による再生可能エネルギーの普及を、害の無いように考慮して推進していくべきと思う。

(委員)

必要なものは必要ということで、規制強化の提案も構わない。促進区域の設定も、工夫をすればもっとよいものになるということがあれば、テーマにして国に対して要望することもできる。

(委員)

盛土規制法の対象区域が県内ほぼ全域となる見込みとのことだが、既に傾斜地に太陽光発電施設が設置されている場合はどうなるのか。

(所管部局)

危険なものに対する安全措置命令などは、新しく指定した区域でも措置ができるようになってきている。

(委員)

既に建物などがあるが非常に危ない場合、是正命令が出せるということか。

(所管部局)

建物ではなく区域を指定するので、その区域内の切土や盛土といった対象行為のうち、基準に合致しない安全性に問題があるものについては、令和7年5月の区域指定前にできたものについても、指導、勧告、命令等ができる制度になっている。

(委員)

わかりました。

(2) 第1回会議で継続審議となった事項

① 道路・河川・砂防指定地・港湾施設等における占用許可に係る更新手続きの見直し

(委員)

資料の回答修正案1(2)の、「特に公共施設の安全確保の観点で行われるわけではない」という部分は、とても問題がある。事業会社も、公共施設の安全確保は点検の際に必ず行っているはずで、それをこのような書き方をしては我々の認識を疑われるし、事業会社にとって失礼だ。学問的に書けばこういう表現になるのかもしれないが、事業会社は公共施設を預かり安全を確保した上で利益を生み出していくのであって、事業会社が公共施設の安全を考えていないというような誤解を与えてはいけない。

(委員)

この記載は、事業の安全確保と公共施設の安全確保で、どのように意味が違うという主旨なのか。

(事務局)

ここでは、事業上の安全確保は事業法で絶対的に求められるものだが、厳密には公共施

設に対する安全義務は事業法で規定されていない。事業会社も公共施設の安全管理はしているだろうし、事業法でも間接的には求められると思うが、あくまで占用時には管理者との関係で、しっかりと確認させていただきたいという意味で書いた。ご指摘の通り、表現はきつく感じると思う。

(委員)

事業会社は公共施設を使う以上は、自分の施設が事故を起こせば、他の部分の公共性にも影響を与えるため、その安全も考慮して事業をやる。

(事務局)

事業会社が安全性を考慮していない訳ではないということは、十分認識しているが、制度上の考え方として記載した。もう少しやわらかい表現にできないか検討する。

(委員)

(1)に占有者は適切な維持管理が求められるとの記載があるが、これは道路法や河川法上の義務だ。(2)では確かに、事業法上は事業自体の安全管理を対象とはしているが、占有許可を与えている以上は、(1)で記載のとおり公共施設の安全確保義務が課せられているのではないか。

(事務局)

そのとおりである。(1)で義務を負っている。

(委員)

であれば、(2)の記載は不要では。すでに(1)で義務が課せられているのだから。

(委員)

今の世の中では、民間企業であろうとも公共性を考えない限り存在できない。社会正義に対する責任があるわけなので、役所がこういう書き方をすると、民間企業は公共性を考えていないような印象を与えてしまう。「やわらかい」表現ではなく、「的確な」表現をお願いします。

(事務局)

そもそもこの部分は「占有制度について」の記載なので、必要ないかもしれない。公表資料となるので、それも踏まえて対応する。

(委員)

委員の言われるように、削除した方がいい。

(事務局)

その方向で検討する。

(委員)

その他にはいかがか。

更新期間は5年、10年といった非常に長いスパンなので、その間に様々なことが起こりうるので、双方で安全確認した方がよい。また現実にも、更新の際に指摘を受け変更手続を行うものもあるという事実があり、そのためにも更新手続はあるので維持したいという回答だ。時間の長さを考えると、そうだという気がするが、それでよいか。

それではこの件については、先ほどの修正を加えた上で審議は終了ということによいか。

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局等の回答修正案のとおり、一部規制・手続を見直すこととする。なお、回答の記載については、誤解を招かないよう一部削除を行う。

(3) 令和4年度報告書（案）について

（委員）

ご意見伺いたい。今無ければ会議としてはこれで審議を終わるが、ご意見があれば3月17日までに事務局に提出いただければ対応する。その際の対応は、私に一任いただく必要があるが、それでよいか。

それでは、事務局には後日各委員から出された意見があれば、報告書案の修正をお願いする。無ければ、今日の審議内容を付記した形で決定したい。

（事務局）

もし修正があれば委員長に相談させていただく。また確定した報告書は年度内を目処に公表を予定しているので、その際は事前に共有させていただく。

（委員）

それでは、年度内の公表を目指し、何かあれば私に一任いただくということをお願いしたい。

(4) その他（令和5年度規制改革に関する提案募集について）

（委員）

来年度も、年間を通じての提案募集とPRをお願いする。来年度のテーマについて委員の皆さまからご提案があれば、適宜事務局に提案いただければと思う。事務局においては、先ほどの太陽光発電施設の件も含めて、来年度のテーマ選定をお願いする。